

令和7年6月10日

第4回岩美町議会定例会議案
説明資料

岩 美 町



消防ポンプ積載車購入事業・物品売買仮契約書

発注者 岩美町長 長戸清（以下「甲」という。）と、受注者 株式会社 吉谷機械製作所 取締役社長 吉谷勇一郎（以下「乙」という。）は、消防ポンプ積載車（以下「物品」という。）の購入について、次の条項により売買仮契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 契約の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1） 売買物品及び数量

消防ポンプ積載車 3台
（うち2台可搬消防ポンプ含む）
軽自動車（デッキバンタイプ）
4人乗（4WD A/T車）

（2） 特別仕様及び付属品

別紙仕様書のとおり

（3） 契約金額 金21,505,000円

（うち消費税及び地方消費税額 1,955,000円）

（4） 契約保証金 免除

（5） 納入期限 令和8年2月27日

（6） 納入場所 岩美町役場

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる債務の履行を第三者に委託し、またはこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

（納入検査等）

第3条 甲は、第1条に掲げる物品の納入があった時は、ただちに乙の立会いのもとにこれを検査するものとする。

2 前項の検査の結果、不合格となった物品については、乙はこの契約の期間内または甲の指定する期間内にこれを引換え、改めて甲の検査を受けるものとする。

3 物品の納入及び納入場所までの運搬等に要する経費は乙の負担とする。

（法に基づく事務手続）

第4条 乙は、物品の納入にあたって、あらかじめ必要となる検査・登録等の手続きを行うものとする。

2 前項の手続きに要する費用について請求があったときは、甲は乙に対して支払うものとする。

（所有権の転移）

第5条 物品の所有権は、第3条による検査の結果に合格し、乙が当該物品を甲に引き渡したときに移転するものとする。

2 納入検査完了以前に生じた物品の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、す

べて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する場合はこの限りではない。

(契約金額の支払い)

第6条 甲は、物品の検査を完了し、完納されたことを確認した後、乙の適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に乙に契約金額を支払うものとする。

(納期の延期)

第7条 乙は、その責に帰することができない理由または正当な理由により、履行期間内に物品を納入する見込みがないときは、あらかじめ甲に対し、その理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第8条 乙は、その責に帰する理由により、履行期間内に物品を納入することができないときは、その理由を付して履行期間延長願を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、甲は、履行期間経過後に完了する見込みがあると認めたとときは、違約金を付して履行期間を延長することができる。
- 3 前項の違約金の額は、契約金額から既納部分に対する相当額を控除した額に対して延長日数に応じ、年利2.5%の割合を乗じて計算した額とする。
- 4 乙は、甲の責に帰する理由により、第6条の規定による契約金額の支払いが遅延した場合には、年利2.5%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(違約金の相殺)

第9条 前条第2項の違約金は、乙に支払う代金と相殺することができる。

(契約の解除)

第10条 次の各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 特別の理由なくして、乙が期限内に契約物品を納入しないとき。
- (2) この契約の締結または履行に関して、乙またはその代理人もしくは使用人に不正行為があったとき。
- (3) 甲において、乙が期限内に契約を履行することができないと認めたととき。
- (4) 甲の都合により、解約の要を生じたとき。
- (5) 乙が破産宣告を受け、または住居不明となったとき。
- (6) その他契約条項に違反したとき。

- 2 前項第1号から第3号および第6号の規定により、この契約が解除されたときは、乙は契約金額の10分の1に相当する損害金を甲に支払わなければならない。

(保証期間)

第11条 保証期間はメーカー保証書に定める期間とする。

- 2 前項の期間経過後であっても、設計工作及び材料の不良による不都合が発生

した場合は、乙は無償で交換又は修理を行うものとする。

(契約費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、法令並びに岩美町財務規則(昭和62年岩美町規則第1号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(本契約)

第14条 この仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年岩美町条例第20条)の規定による議会の議決があった日をもって本契約が成立したものとする。甲はその旨をすみやかに乙に通知するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を保有する

令和7年5月22日

(発注者) 甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸 清 

(受注者) 乙 鳥取県鳥取市古海356番地1
株式会社 吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷 勇一郎 

消防ポンプ積載車購入事業

入札参加業者一覧

業者名	所在地
(株)吉谷機械製作所	鳥取県鳥取市古海356番地1
(有)岩谷ポンプ	鳥取県倉吉市越中町1740番地8
松谷ポンプ(株)	鳥取県鳥取市千代水4丁目93番地



物品売買仮契約書

発注者 岩美町（以下「甲」という。）と受注者 令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の整備（iPad）に係るNTT西日本・NTT・TCリース共同企業体（以下「乙」という。）とは、下記物品（以下「物品」という。）の購入について、次の条項により売買仮契約を締結する。

（売買物品）

第1条 売買物品の品名、数量等

品名	仕様	数量
岩美町立学校タブレット端末	Apple iPad	730台

仕様の詳細は別紙「岩美町立学校タブレット端末調達仕様書」のとおり。

（機器の設定）

第2条 乙は、別紙「岩美町立学校タブレット端末調達仕様書」により、物品の納入、機器の設定及び操作方法の説明を行うものとする。

2 乙は、機器の欠陥等、甲に責任を帰さない理由により物品が正常に使用できない場合は、速やかに正常な状態に回復しなければならない。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 39,310,590円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3,573,690円）とする。

（納入期限及び場所）

第4条 物品の納入期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和8年3月31日
- (2) 納入場所 岩美町立岩美北小学校、岩美町立岩美西小学校、
岩美町立岩美南小学校、岩美町立岩美中学校

（検 収）

第5条 乙は、第1条の物品の納入（機器設定を含める）が完了したときは、直ちに甲に納品書を提出し、立会いのうえ甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に立ち会わない場合は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 甲の第1項の検査は、乙が納品書を提出した日から、特別の理由のない限り10日以内に完了するものとし、その期間内に検査を完了しないときは、その遅延日数は、第11条の支払の約定期間から差し引くものとする。

（検査の費用負担）

第6条 物品の納入及び検査場までの運搬等に要する費用並びに検査によって変質、変形、消耗したものは、すべて乙の負担とする。ただし、それが甲の重大な過失に基づくときはこの限りでない。

(物品の引渡)

第7条 乙は、物品が第5条第1項の検査に合格したときは、当該物品を甲に引き渡さなければならない。

(所有権の移転)

第8条 物品の所有権は、乙が当該物品を甲に引き渡したときに移転するものとする。

2 前項の所有権移転前に生じた物品の亡失、き損等は全て乙の責任とする。ただし、それが甲の重大な過失に基づくときはこの限りでない。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、免除する。

(物品の引換え)

第10条 第5条の検査の結果、不合格となった物品については、乙は、この契約の期間内又は甲の指定する期間内にこれを引換え、更に同条の手続きにより検査を受けなければならない。

2 前項による物品の引換え及び検査に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(対価の支払い)

第11条 甲は、物品の所有権移転完了後において、乙から正当な請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。万一、その期間内に支払いを完了しないときは、乙は、未払金額に対し、遅延日数1日につき年2.5パーセントの遅延利息を甲に請求することができる。

(委託及び譲渡の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる債務を第三者に委託し、又はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(納期の延期)

第13条 乙が天変地変その他真にやむを得ない原因のため契約期限内に物品を納入することができないときは、甲は乙の申請により相当の期間延長を承認することができる。

(履行遅延による違約金)

第14条 乙が契約期間内又は前条及び第10条の期間内に完納しなかった場合は、甲は遅延日数1日につき、契約金額から既納部分に対する相当額を控除した額に対し、年2.5パーセントの率で計算した額を違約金として乙から徴収するものとする。

(違約金の相殺)

第15条 前条の遅延違約金は、乙に支払う代金と相殺することができる。ただし、このうえ損害があるときは、乙は、甲に対しその損害に相当する金額の損害賠償の責に任ずるものとする。

(甲の解除権)

第16条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 特別の理由なくして乙が期間内に契約物品を納入しないとき。
- (2) 契約の締結又は履行に関して、乙又はその代理人若しくは使用人に不正の行為があったとき。
- (3) 甲において乙が期間内に契約を履行することができないと認めたとき。
- (4) 正当な理由がなく甲の指揮監督に従わないとき。
- (5) 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- (6) その他契約条項に違反したとき。

2 前項第1号から4号まで及び第6号の場合においては、甲は、損害金として契約金額の10分の1に相当する金額を乙から徴収することができる。

(品質保証期間)

第17条 保証期間については、所有権移転の日から起算して1年間とする。ただし、保証書等で、1年間を超える定めのあるものについては、その期間による。

2 前項の期間において甲の責に起因する損傷及び消耗以外で、製品の欠陥により起きた部品の損傷については、すべて乙の負担において修理し、若しくは新品と取り替えるものとする。

(約定外の協議)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(本契約の締結)

第19条 甲、乙両者は、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩美町条例第20号）第3条の規定による岩美町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなすものとする。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年5月27日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸 清 印

乙 令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の
整備（i P a d）に係るNTT西日本・NTT・T
Cリース共同企業体
代表者 鳥取県鳥取市湯所町二丁目258番地
西日本電信電話株式会社鳥取支店
支店長 小川原 秀哉 印

歳入歳出予算構成表

令和7年度 一般会計

6月補正

(単位：千円、%)

歳		入		出			
科	目	予算額	構成比	科	目	予算額	構成比
1	町税	1,072,413	13.0	1	議会費	86,559	1.0
2	地方譲与税	62,700	0.8	2	総務費	1,536,030	18.6
3	利子割交付金	800	0.0	3	民生費	2,670,282	32.4
4	配当割交付金	6,700	0.1	4	衛生費	858,695	10.4
5	株式等譲渡所得割交付金	7,900	0.1	5	農林水産業費	350,212	4.2
6	法人事業税交付金	14,800	0.2	6	商工費	236,619	2.9
7	地方消費税交付金	269,100	3.3	7	土木費	675,030	8.2
8	ゴルフ場利用税交付金	300	0.0	8	消防費	268,038	3.3
9	自動車税環境性能割交付金	7,400	0.1	9	教育費	796,126	9.7
10	地方特例交付金	5,000	0.1	10	災害復旧費	1,000	0.0
11	地方交付税	3,630,000	44.0	11	公債費	770,399	9.3
12	交通安全対策特別交付金	500	0.0	12	予備費	2,000	0.0
13	分担金及び負担金	330	0.0				
14	使用料及び手数料	74,548	0.9				
15	国庫支出金	1,031,024	12.5				
16	県支出金	755,373	9.1				
17	財産収入	29,660	0.3				
18	寄附金	101,966	1.2				
19	繰入金	453,056	5.5				
20	繰越金	32,603	0.4				
21	諸収入	47,917	0.6				
22	町債	646,900	7.8				
	合計	8,250,990	100.0		合計	8,250,990	100.0

予 算 寄 附 金 明 細 書

令和7年度 一般会計

6月補正

(単位：千円)

事 業 名	当初予算額	補正額	計	説 明
街路灯維持管理事業	1,374		1,374	修繕 2,609千円×50/100 新設 140千円×50/100
町道新設改良事業	412		412	事業費 1,000千円×30/100 1,500千円×7.5/100
林道維持修繕事業	180		180	事業費 1,200千円×30/100×50/100
ふるさと岩美まちづくり寄附金	100,000		100,000	ふるさと納税 3,500件
合 計	101,966		101,966	

普通建設事業費

単独事業費

(単位:千円)

区	分	当初 予算額	補正額	計	財源				内訳		補助率	備考						
					国 支 出 金	地 方 債	分 担 寄 附	金 担 金 附	その 他の 特定 財源	一般 財源								
防	災行政無線及び情報連絡施設管理 運営費	7,642		7,642		7,000				642		J-アラート機器更新						
役	場庁舎昇降機更新事業	26,587		26,587		26,500				87		耐震化及び制御装置等更新						
情	報通信施設管理運営事業	18,876		18,876					諸	1,309		電柱支障移転対応工事、 ケーブルテレビ等引込工事						
交	通安全施設整備事業	500		500					線	300		カーブミラー、区画線等設置						
児	童センター整備事業	21,200		21,200		21,200						本体工事施工管理費、用地取得費						
農	業用機械等整備支援事業	31,097		31,097	県	20,731				10,366	1/3	コンバイン、菌床製造設備等整備補助						
単	町耕地事業	1,050		1,050	県	525			線	525	1/2	農道修繕、水路改良						
民	間宅地造成(橋りょう整備)助成事 業		10,000	10,000						10,000		橋りょう整備助成						
町	道新設改良事業	6,700		6,700		4,000	寄	412		2,288		舗装修繕						
町	道陸上中央線改良事業	63,000		63,000		63,000						落石防護柵等設置、斜面掘削等						
消	防施設の維持管理及び充足	3,000		3,000						3,000		大谷地内、新井地内消火栓移設工事						
消	防ポンプ積載車購入事業	23,001		23,001		22,800				201		消防ポンプ積載車更新 3台						
災	害応急復旧事業	2,300		2,300	県	400				1,900	1/2							
各	小	学	校	空	調	設	備	更	新	事	業		空調設備更新					
各	小	学	校	屋	内	運	動	場	空	調	設	備	設	置	検	討	事	業
岩	美	南	小	学	校	高	圧	ケ	ー	ブ	ル	更	新	等	事	業		高圧ケーブル更新、気中閉器更新
岩	美	南	小	学	校	ス	ク	ー	ル	バ	ス	更	新	事	業		中型バス車両 1台	
岩	美	中	学	校	空	調	設	備	更	新	事	業		空調設備更新				
コ	ム	ニ	ー	テ	ー	セ	ン	タ	ー	改	修	事	業		小田地区公民館研修室空調設備更新			

(単位:千円)

普通建設事業費 単独事業費

区	分	当初 予算額	補正額	計	財源					内 訳		補助率	補助 基本額	備 考
					国 県 支出金	地 方 債	分 担 寄	金 担 附	その他の 特定財源	一般財源				
岩井	コミュニティセンター整備事業		84,597	84,597		75,300					9,297			解体工事、本体工事実施設計等
	計	251,149	94,597	345,746	県	227,100	寄	412	諸 線	1,309 10,825	82,431			
合	計	710,722	193,757	904,479	国 県	570,000	寄	592	諸 線	1,309 10,825	101,749			